

愛川町教育委員会

令和6年2月27日

## 愛川町教育委員会 2 月定例会会議録

- 1 会議日程 令和6年2月27日(火)  
午前9時から午前10時35分
- 2 会議場所 愛川町役場2階201会議室
- 3 議事日程
- |       |                                       |
|-------|---------------------------------------|
| 日程第1  | 会議録の承認について                            |
| 日程第2  | 教育長報告について                             |
|       | (1) 教育長報告                             |
|       | (2) 令和6年度教職員人事配置状況について                |
| 日程第3  | 愛川町学校給食費の管理に関する条例の制定について              |
| 日程第4  | 愛川町立学校給食共同調理場条例の制定について                |
| 日程第5  | 愛川町立第1号公園体育館条例の一部を改正する条例の制定について       |
| 日程第6  | 愛川町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7  | 令和5年度愛川町一般会計補正予算(教育関連)について            |
| 日程第8  | 令和6年度愛川町教育予算(案)について                   |
| 日程第9  | 教育財産の取得について                           |
| 日程第10 | 愛川町立小中学校長及び教頭の任命内申について【非公開】           |
| 日程第11 | 令和5年度愛川町教育委員会表彰(随時)被表彰者の決定について【非公開】   |
- 4 出席委員
- |      |      |
|------|------|
| 教育長  | 佐藤照明 |
| 教育委員 | 梅澤秋久 |
| 教育委員 | 篠崎美和 |
- 5 欠席委員
- |                |      |
|----------------|------|
| 教育委員(教育長職務代理者) | 大貫洋  |
| 教育委員           | 齊郷浩之 |

6 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者

教育次長	澤村 建治
教育総務課長	宮地 大公
指導室長	菅沼 知香子
教育開発センター所長	瀧 喜典
生涯学習課長	上村 和彦
スポーツ・文化振興課長	齋藤 潤
教育総務課主幹	阿部 成彦
教育総務課副主幹	佐藤 邦彦

---

◎開会

○（佐藤教育長） 皆さん、おはようございます。

それでは、本日の出席者ですが3名であります。定足数に達しておりますので、愛川町教育委員会2月の定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

これより日程に入ります。

---

◎日程第1

○（佐藤教育長） 初めに、日程第1、会議録の承認についてを議題といたします。

1月定例会開催分でございますが、会議録については事前に配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑ありましたら、発言をお願いいたします。

（「特になし」との声あり）

○（佐藤教育長） 特に質疑ありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

日程第1、会議録の承認についてであります。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○（佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、日程第1は原案のとおり承認されました。

なお、本定例会終了後に会議録署名原本をお回しいたしますので、委員の方は署名をお願いいたします。

---

## ◎日程第2

○（佐藤教育長） 次に、日程第2、教育長報告事項についてを議題といたします。

初めに、教育長報告について資料1に基づき、私から報告をいたします。

令和6年1月23日から2月26日までの間に出席いたしました主な会議等について報告をさせていただきます。

1月23日、教育委員会の定例会、全員協議会がございました。

25、26と2日間にわたりまして、神奈川県町村教育長会の宿泊研修会がございましたので、湯河原町に行きまいりました。

26日は、4年ぶりになります厚木愛甲地区の小中学校校長会賀詞交換会が行われましたので、出席しました。

27日、厚木医師会の新年会がございましたので、参加をいたしました。

28日、少年少女剣道大会が1号公園体育館でありましたので、参加をいたしました。

午後は、愛川町青少年健全育成大会が町の文化会館で行われまして、今年は上熊坂育成会と桜台区青少年育成会の発表がございました。各育成会、子どもたちを対象とした活動が非常に多く、充実した活動をしていただいております。

30日ですが、神奈川県いじめ問題対策連絡協議会がございましたので、参加をいたしました。

31日と2月2日ですが、教職員新採用面接を2日間に分けて行いました。今年は、小学校が12名、中学校が6名の計18名が新採用として採用される予定となっています。

2月1日、教職員人材確保・育成推進協議会、これは県の会議ですが、事前説明がオンラインでありました。

7日、中津リバーバスが来庁。

8日、県央教育事務所管内の教育長会議がありましたので、参加をいたしました。

9日は、県・市町村教育委員会教育長会議がございましたので、これも参加をいたしました。特に新年度の予算の説明等がございました。

11日は、かながわ駅伝大会が終わりまして、この日は解団式に参加をいたしました。今年

度は全体で7位、町村の部で1位ということで、非常にいい成績を取ることができました。特に区間賞が2区間でありました。

13日、行政経営会議、そして、魅力ある学校づくりのプレゼンテーションということで、魅力ある学校づくりに関する研究を行うための来年度の研究費を獲得するためにプレゼンが行われました。プレゼンには、8人の校長先生が参加をされました。

14日、小・中学校長会議、愛川東中学校でオンライン授業参観がありました。この授業参観は、先日の23日の神奈川新聞の記事にも掲載されました。具体的な内容を申し上げますと、愛川東中学校のこのオンライン授業は、フィリピンのインターナショナルスクールと愛川東中学校の国際級に所属しているフィリピンの生徒2名がオンラインでインターナショナルスクールの理科の授業と一緒に参加をして授業を受けるというプログラムで、東京にあるフィリピン大使館のケネス領事さんがこの日は見学に来られたということもあり、その内容が23日の神奈川新聞に掲載されております。

16日は、教職員の内示がございました。

17日、PTA連絡協議会活動研究大会が町文化会館で行われ、盛大に行われました。特に色々な催し物があり、ジュニアリーダーの子どもたちも参加しながら、参加した皆さんが楽しめるような企画でありました。

県央地区のスポーツ推進委員情報交換会が夜ありましたので、参加をいたしました。

20日、令和6年度当初予算の記者発表、これについては、また後ほど内容をお話をさせていただきます。

22日、文化財保護委員会議がございました。

以上でございます。

それでは、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

特によろしいですか。

(「特になし」との声あり)

○(佐藤教育長) それでは、特に質疑ありませんので、教育長報告についてはご了承願います。

次に、令和6年度教職員人事配置状況について、資料2に基づいて担当からご報告を申し上げます。

教育総務課長。

○(宮地教育総務課長) それでは、令和6年度教職員人事配置状況について、資料2をご覧

いただきたいと思います。

こちらの資料に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

なお、表の左側は、参考までに令和5年度の配置状況となっております。

今回、右側の令和6年度見込みをご覧いただきたいと思います。

まず、小学校でございます。

学校名の欄にありますクラス数につきましては、6校全体で普通級が58クラス、支援級が33クラスとなっており、令和5年度と比較しまして、普通級では中津小学校分で1クラスの増となっております。支援級につきましては、中津小学校で1増、半原小学校で1増、中津第二小学校で1増、菅原小学校で2増になっておりますので、全体で5クラスの増となっております。

また、教職員数につきましては、総計で165人、このうち臨時的任用職員が24人となっております。こちらは括弧書きとなっております。

次に、中学校でございます。

クラス数でございますが、令和5年度と比較しまして、普通級では愛川東中学校が1減、愛川中原中学校が1減、全体では25クラスとなっております。支援級は、愛川東中学校が1増、愛川中原中学校が1増でトータル16クラスとなっております。

また、教職員数につきましては、臨時的任用職員6人を含め、総計で91人となっております。

なお、小中学校教職員の合計は256人、このうち臨時的任用職員が30人となっております。令和5年度と比較しますと、教職員が11人増、臨時的任用職員が2人の減となっております。

参考までに令和6年度の新採用教職員でございますが、先ほどもお話がありましたが、小学校では教諭が12人、男性が5人、女性が7人、参考までに平均年齢は22.5歳となっております。

中学校の新採用職員は6人、男性が4人、女性が2人となっております。平均年齢は30歳となっております。

説明は以上でございます。

○（佐藤教育長） これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑ありましたら、ご発言をお願いします。

梅澤委員。

○（梅澤委員） 小学校につきまして、普通級1増、特別支援学級5増ということで、学級数が増えたから、教員数が増えることは当然かなと思うのですが、その中で12名増ということで、かなり大幅に補填されているなというふうに思うのですが、どのように配置というか加配をいただけたのか、もう少し詳しく教えてください。

○（佐藤教育長） 教育総務課主幹。

○（阿部教育総務課主幹） 加配の関係でございますが、特別支援級のクラスが増となりまして、クラス数が増えた関係で規定数の先生が増えています。それにプラス、特別支援学級の複数の特別配当というものがございまして、規定外の部分が小学校で2名分の先生の加配がされたということで増となっております。

以上でございます。

○（梅澤委員） 特複ですかね。

○（阿部教育総務課主幹） はい。

○（梅澤委員） その2名の増以外に、まだ多分増加があると思うんですが。

○（阿部教育総務課主幹） 失礼しました。

その分と、あと中学校のほうで新採用職員が6名となっておりますので、初任研の研修、拠点校指導の規定外が1つ増えています。

以上でございます。

○（梅澤委員） 何がしかの配慮をしていただいて、教員が12名増というところになったのはすごく喜ばしいことかなと思います。

もう一つ質問させてください。

小学校に配置される165名のうちの24名が臨任だということですが、先ほどの教育長報告にもありましたとおり、なかなか教員の非常勤の臨任の人数が厳しい昨今、この24、どのくらいちゃんと配置が予定されているのか、そこを教えてください。

○（阿部教育総務課主幹） 臨時的任用職員でございますが、現在の状況ですと、欠員状態になっている学校につきましては、例年どおり、昨年に引き続き、同じ臨任の方を配置する予定でございますが、中津小学校のほうで、まだ1名の欠員補充が見込まれない状況になっているのですけれども、昨今の教職員不足がありまして、そこがうまっていない状況でございます。

他の学校につきましては、定数に応じて臨時的任用職員を配置できる予定となっております。

以上でございます。

○（梅澤委員） 分かりました。ありがとうございます。

○（佐藤教育長） 今回の補足ですけれども、臨任の24名の中に栄養士さんが4名入っている関係で、実質教員の人数が減っているわけじゃないということです。これは、また後ほど、どうして県費栄養士が増えているのかというのは、またご説明させていただきますが、それでもなかなか臨任の関係で、現段階でマイナス1名ということで、何とかあと残り1か月少々ありますので、残り1人を探すような感じで、今当たっているということです。

篠崎委員さん、他によろしいでしょうか。

（「特になし」との声あり）

○（佐藤教育長） それでは、他に質疑ありませんので、令和6年度教職員人事配置状況についてはご了承願います。

それでは、日程第1の教育長報告事項については以上とさせていただきます。

---

### ◎日程第3

○（佐藤教育長） 次に、日程第3、議案第20号から日程第6号、議案第23号まで、条例議案について審議いただきますが、地方教育行政法の規定により、教育に関する事務に係る部分について、議会の議決を経るべき議案を作成する場合には、町長が教育委員会の意見を聴取することになっております。

このため、3月議会定例会に提出する教育関連の条例議案について、各担当から説明を申し上げます。

それでは、日程第3、議案第20号 愛川町学校給食費の管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

こちらは、学校給食に係る学校給食費について、町の一般会計へ編入し、公会計化するため、条例の制定を行いたいものであります。

内容については、議案に基づき担当から説明申し上げます。

教育総務課長。

○（宮地教育総務課長） それでは、日程第3、愛川町学校給食費の管理に関する条例の制定についてでございます。

愛川町教育委員会会議提出議案第20号をご覧いただきたいと思います。

本条例は、学校給食の実施に当たって、これまで学校が徴収していた学校給食費を町の一

般会計へ編入する公会計化を行うに当たり、その債権債務関係を明文化するなど、学校給食費の管理に対し必要な事項を定めるものでございます。

なお、公会計のほうは、令和6年9月から実施をする予定でございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、条例案の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

1枚おめくりいただきたいと思えます。

初めに、1の趣旨であります。学校給食法第4条の規定に基づき実施する学校給食に係る学校給食費の管理に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次に、2の定義でございますが、用語の意義について定めるものでございます。

3の書類の提出であります。学校給食の適正な管理を行うため、学校給食の提供を希望する児童または生徒の保護者は、給食申込み書類を提出しなければならないことについて定めるものでございます。

4の学校給食費の徴収であります。町長が納入義務者から学校給食費を徴収することについて定めるものでございます。

5の学校給食費の額でございます。学校給食に係る学校給食費を教育委員会規則で規定することについて定めるものでございます。

なお、現在は、小学校が月額4,300円、中学校が月額5,200円というような給食費となっております。

6の学校給食費の納付であります。納入義務者が納期限までに学校給食費を納付しなければならないことについて定めるものであります。

7の学校給食費の減免についてであります。大規模災害発生時など、特別な理由があると認められるときには、学校給食費を減免することができることについて定めるものでございます。

8の委任についてであります。上記1から7に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会で定めるものでございます。

9の施行期日でございます。令和6年9月1日から施行することといたしております。

説明は以上でございます。

○（佐藤教育長） これより質疑に入ります。

ご質疑、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

梅澤委員。

○（梅澤委員） かねてお願いしていた公会計化ですね。進む形になってよかったなという、まずはそういう思いを持っています。

お伺いしたいのが、徴収方法についてであります。どのような形で、保護者から町長に給食費をお支払いする形を取るのか教えてください。

○（佐藤教育長） 教育総務課長。

○（宮地教育総務課長） 基本的には、今までどおり引き落としというような形を取らせていただきます。今までは、ゆうちょ銀行1行のみでしたが、町の取扱金融機関が12行ございますので、保護者の利便性を向上させるために、これを契機に取扱機関を12行に増やしていければいいなというふうに、今考えて準備を進めているところでございます。

以上です。

○（梅澤委員） ありがとうございます。

率直な感想として、1行であることと、その保護者の給与振込口座が違う場合に、今まで引き落としができなかったなという、そういう経験を持っていますので、この広げることは非常によかったかなと思っています。

これは、教育委員会内でやられると思いますが、12行で入ってきたものを上手にエクセルシートとか、CSVのシートとかできれいに整理することで、こちらの作業も簡易化できると思いますので、ICT上手に使ってやられるといいなというふうに思います。

もう一つ、教育委員会規則については、今日も準備はないですか。

○（佐藤教育長） 教育総務課長。

○（宮地教育総務課長） 申し訳ございません。今、そこについて鋭意準備をしているところでございまして、またここについては、皆様方にお示しをしながらお諮りさせていただければと考えております。

それから、先ほどのシステムの関係なんですけれども、公会計が始まるに伴いまして、システム導入のほうの予算も計上させていただいておりますので、そこで円滑に、また効率的に運用できればなというふうに考えております。

以上です。

○（梅澤委員） ありがとうございます。

まずは、条例のための規則整備だと思いますので、ここを進めていただいて、教育委員会規則は、また別途ということで承知しました。

○（佐藤教育長） 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「特になし」との声あり)

- (佐藤教育長) それでは、他に質疑がありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。
- 議案第20号 愛川町学校給食費の管理に関する条例の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

- (佐藤教育長) ご異議ないものと認めます。
- よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第4

- (佐藤教育長) 次に、日程第4、議案第21号 愛川町立学校給食共同調理場条例の制定についてを議題といたします。

こちらは、学校給食について、現在実施している親子給食方式について、県から共同調理場として位置づけることが認められたことから、新たに条例を制定するものであります。

内容については、議案に基づき担当から説明申し上げます。

教育総務課長。

- (宮地教育総務課長) それでは、日程第4、愛川町立学校給食共同調理場条例の制定についてであります。

愛川町教育委員会会議提出議案第21号をご覧いただきたいと思います。

町では、令和2年9月から、小学校の給食室で中学校の給食を調理する、親子方式による温かい中学校給食を開始しておりますが、県との協議の結果、法の規定に基づいた共同調理場として位置づけることが認められましたことから、より適切な管理運営に資するため、新たに条例を制定するものであります。

それでは、条例案の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

1枚おめくりいただきたいと思います。

初めに、1の設置であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、学校給食調理に関する業務を共同処理する施設として、町立学校給食共同調理場を設置することについて定めるものでございます。

次に、2の名称及び位置であります。表に記載のとおり、5つの町立小学校共同調理場の名称及び位置を定めるものでございます。

なお、中津小学校につきましては、親子方式ではなくて単独で調理をしておりますので、

この条例からは除外をしております。

3の職員であります、国の共同調理場設置要領に基づき、共同調理場に所長、その他必要な職員を置くことについて定めるものでございます。

4の委任であります、上記1から3に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものでございます。

5の施行期日につきましては、本条例は令和6年4月1日から施行することといたしております。

なお、現在本条例で示している5校のうち2校については、県費負担の学校栄養職員等が配置されておりますが、本条例が制定された際には、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第8条の2第3項の規定により、残り3つの小学校につきましても、県費負担の学校栄養職員等が配置されることになってございます。

説明は以上であります。

○（佐藤教育長） これより質疑に入ります。

ご質疑、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

梅澤委員。

○（梅澤委員） 今までとの違いを簡単に教えてください。

○（佐藤教育長） 教育総務課長。

○（宮地教育総務課長） 今までと何が変わるかというと、正直、今までの運営と全く変わらないような状況でございます。位置づけを正式にしていくというような形で捉えていただければ良いのかなと思います。ただ、県内で親子方式による中学校給食という実例があまりないので、県の方もこの制度についてはなかなか難しい部分があったんですけども、県と町で協議する中で、ここで整理をしようという経緯がありましたが、内容については何ら変わらないような状況でございます。

以上です。

○（梅澤委員） 記憶では確か以前、工場扱いにすることで、中津第二小学校が住宅地である中でかなり議論がなされたかなという記憶があるんですが、全く変わらないということで問題ないですし、ぜひ進めていただきたいと思います。

そのことがきつとこれから過疎的な地域になってくる県西とかのモデルになるだろうなと思って見えています。既に、そういう質問等を幾つか個人的に受けておりますので、ぜひ県の動き自体を変えたということで、愛川町が先導的な取組をしたのではないかというふうに思

っております。引き続きよろしくお願ひいたします。

- （佐藤教育長） 他にいかがでしょうか。

（「特になし」との声あり）

- （佐藤教育長） それでは、他に質疑がありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

議案第21号 愛川町立学校給食共同調理場条例の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

- （佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第5

- （佐藤教育長） 次に、日程第5、議案第22号 愛川町立第1号公園体育館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

こちらは、愛川町立第1号公園体育館における施設の使用料等について改定するため、条例の改正を行いたいものであります。

内容については、議案に基づき担当からご説明申し上げます。

スポーツ・文化振興課長。

- （齋藤スポーツ・文化振興課長） では、愛川町立第1号公園体育館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号になります。ご説明を申し上げます。

まず、本条例につきましては、愛川町の第1号公園体育館の設置及び管理、この公園施設の管理について必要な事項を定めているものでございます。

このたびの条例改正につきましては、この条例で規定しております体育室、卓球場、剣道場、柔道場の個人使用料について、子どもの体力の向上に資するため、中学生以下の使用料を無料とする、そのほか、トレーニングルームの個人使用料につきまして、老朽化しているトレーニングマシンを全面的に更新することに伴いまして、近隣自治体との均衡や受益者負担の公平性の観点から使用料を改定するとともに、利用者の利便性の向上を図るため、使用時間の単位を2時間から3時間に拡大をするものでございます。

資料1枚おめくりいただきまして、条例改正の内容につきましては資料の表にございまして、個人使用料、こちらを体育室、卓球場、剣道場、柔道場の使用料につきましては、現行2時間につき大人100円、こちらは現行どおりといたしまして、中学生以下の者より無

料とするものでございます。

また、トレーニングルームの使用料につきましては、2時間につき大人100円から、3時間につき大人300円に改定するものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から起算をして1年を超えない範囲内において教育委員会規則で定めることといたしまして、予定では、令和6年10月1日を予定しているところでございます。また、改正後の別表の規定は、施行日以後の施設使用に係る使用料について適用するものでございます。

2枚目以降には、条例の新旧対照表を添付させていただいておりますので、ご確認をいただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○（佐藤教育長） これより質疑に入ります。

ご質疑、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

梅澤委員。

○（梅澤委員） 中学生以下は無料、大賛成ですね。非常にいいことだなというふうに思っています。今後、部活動の外部委託化とかが進んでいく中で、恐らくこういう外部の施設を使うようなことも予想されます。その中で、事前にこうやっておくことはいいことだなと思います。

1つ質問です。大人とありますが、大人の定義は何ですか。

○（佐藤教育長） スポーツ・文化振興課長。

○（齋藤スポーツ・文化振興課長） 大人の定義につきましては、高校生以上ですね。

○（梅澤委員） なるほど。多分、それはただし書でどこかに書いておいたほうがいいかなと思うんです。これは条例なので、いわゆる町の法律的なものですから、成人とか捉える場合もあるかもしれませんが、その下の部分が中学生以下と書いてあるので、中学生より上だということは推察ができるのですが、高校生が来て、僕まだ成人していませんけれどもみみたいなことを言われたときに、ちゃんとした根拠となる何かただし書みたいなものがあると分かりやすいかなと思います。

料金を取ることには私は異議がないですが、大人の明確な区分を記載したほうがいいかなと思います。

○（佐藤教育長） スポーツ・文化振興課長。

○（齋藤スポーツ・文化振興課長） 今回の条例改正、この原案をつくるに当たりましては、

総務課の総務法制班とも調整をしまして、今、梅澤委員さんがおっしゃったとおり、中学生以下の者ということのまず前提がありますので、それ以外の部分は大人に該当するというところで、こういった形の記載をしたところです。

- （梅澤委員） 誰にとっても分かりやすいものが、法であると思いますので、そこは明確にしたほうがいい。また、高校生としてしまうと、高校を中退した子という者もいると思うので、記載の仕方についてはお任せしますので、よろしくお願いいたします。
- （齋藤スポーツ・文化振興課長） ありがとうございます。
- （佐藤教育長） 他にいかがでしょうか。

この300円についても、近隣市町村のトレーニングルームの使用料等も比較しながら、この300円というものを調整してきてありますので、金額的には高い金額ではないということでご理解ください。

よろしいでしょうか。

（「特になし」との声あり）

それでは、他に質疑ありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

議案第22号 愛川町立第1号公園体育条例の一部を改正する条例の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

- （佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。  
よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第6

- （佐藤教育長） 次に、日程第6、議案第23号 愛川町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

こちらは、中津工業団地第1号公園及び田代運動公園の水泳プールの使用料について改定するため、条例の改正を行いたいものであります。

内容については、議案に基づき担当から説明申し上げます。

スポーツ・文化振興課長。

- （齋藤スポーツ・文化振興課長） では、続いて議案第23号 愛川町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

このたびの条例改正につきましては、本条例に規定をしております中津工業団地第1号公

園及び田代運動公園の水泳プールについて、近年、施設運営に係る人件費の高騰による管理業務委託料のほか、光熱水費の高騰による維持管理経費の増大に伴いまして、プールの開設にかかる運営経費が増加している状況になっています。

こうした状況を踏まえまして、引き続き公共施設としての適切な運営を図るため、中津工業団地第1号公園及び田代運動公園の水泳プールの使用料を改定するものでございます。

改定の内容につきましては、資料1ページおめくりいただきまして、そちらにあります表のほう、中津工業団地第1号公園水泳プールの使用料を大人2時間につき100円から200円、併せまして大人の回数券を1,000円から2,000円に、また、田代運動公園の水泳プールの使用料を大人1回につき300円から400円にそれぞれ改定するものでございます。

なお、両プールの中学生以下の子どもごの使用料につきましては、子育て支援の観点からも現行の使用料のまま据え置くこととするものでございます。

次に、施行期日につきましては、本年度のプールの開設予定に合わせて、令和6年7月1日とするものでございます。

また、改正後の別表の規定は、施行日以後の施設使用に係る使用料について適用するものでございます。

2枚目以降につきましては、条例の新旧対照表を添付させていただいておりますので、ご確認ください。

説明は以上でございます。

○（佐藤教育長） これより質疑に入ります。

ご質疑、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

梅澤委員。

○（梅澤委員） 料金については、異論はございません。

ここも大人の表記について、また先ほどと同様にご検討いただければと思います。

以上です。

○（佐藤教育長） 他にいかがでしょうか。

篠崎委員。

○（篠崎委員） 単純に質問なんですけれども、大人の回数券は、これは何回分になるのでしょうか。

○（佐藤教育長） スポーツ・文化振興課長。

○（齋藤スポーツ・文化振興課長） 大人の回数券につきましては、11回分の利用になってい

ます。

○（篠崎委員） ありがとうございます。

○（佐藤教育長） 他にいかがでしょうか。

（「特になし」との声あり）

○（佐藤教育長） それでは、他に質疑ありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

議案第23号 愛川町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○（佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第7

○（佐藤教育長） 日程第7、議案第24号 令和5年度愛川町一般会計補正予算についてを議題といたします。

町歳入歳出予算のうち、教育に関する事務に係る部分について、議会の議決を経るべき議案を作成する場合には、地方教育行政法の規定により、町長が教育委員会の意見を聴取することとなっております。

このため、3月議会定例会に提出する教育関連の補正予算について、議案に基づき説明するものであります。

詳細につきましては、担当より申し上げます。

教育総務課長。

○（宮地教育総務課長） 続きまして、日程第7、令和5年度愛川町一般会計補正予算（教育関連）についてでございます。

愛川町教育委員会会議提出議案第24号をご覧いただきたいと思います。

1枚おめくりいただきまして、令和5年度（3月）町一般会計補正予算（教育関連）でございます。

今回の補正予算は、教育委員会内では、教育総務課のみとなっております。

事業の概要といたしましては、昨年夏の猛暑や電気料金高騰の影響により、小中学校の光熱水費に不足が見込まれることから、増額補正するものでございます。

まず各小学校施設電気使用料についてでございます。

一番上でございますが、当初予算額3,278万1,000円に対しまして、摘要の欄をご覧いただきたいんですが、決算見込額が3,583万2,319円となっておりますことから、千円単位とした不足額305万2,000円を増額補正するものでございます。

その下でございます。

続きまして、各小学校施設水道使用料でございますが、摘要でございます。当初予算額が1,143万5,000円に対しまして、決算見込額が1,257万934円となりますことから、千円単位としました不足額113万6,000円を増額補正するものでございます。

次に、各小学校施設下水道使用料であります。摘要でございます。当初予算額765万4,000円に対しまして、決算見込額が839万916円となりますことから、千円単位とした不足額が73万7,000円でございますので、こちらのほうを増額補正するものでございます。

一番下でございます。

中学校施設電気使用料でございますが、当初予算額1,794万円に対しまして、決算見込額が1,903万6,506円となりますことから、千円単位としました不足額が109万7,000円となりますので、こちらのほうを増額補正するものでございます。

合計では、602万2,000円を補正予算として計上しますことから、補正後は7,583万2,000円となるものでございます。

説明は以上でございます。

- （佐藤教育長） それでは、これより質疑に入ります。  
ご質疑、ご意見等がありましたら、お願いいたします。  
よろしいでしょうか。

（「特になし」との声あり）

- （佐藤教育長） それでは、特に質疑ありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。  
議案第24号 令和5年度愛川町一般会計補正予算（教育関連）について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

- （佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。  
よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第8

- （佐藤教育長） 次に、日程第8、議案第25号 令和6年度教育予算（案）について議題と

いたします。

こちらについても、3月議会定例会に提出する令和6年度教育予算（案）について、議案に基づき説明するものであります。

初めに、教育次長より全体を説明し、その後、詳細につきまして各担当から随時ご説明申し上げます。

それでは、順次説明をお願いいたします。

教育次長。

○（澤村教育次長） それでは、議案第25号 令和6年度教育予算（案）につきまして、ご説明を申し上げます。

議案のほう1枚おめくりをいただきまして、1ページをご覧いただきたいと存じます。

1に歳入歳出予算総額についてでありますけれども、一番上の一般会計の当初予算額につきましては、145億400万円で、前年度と比較をいたしますと6億8,100万円、4.9%の増となっております。また、特別会計及び企業会計を合わせました総額につきましては、表の一番下になりますけれども、265億2,200万円余りで、前年度に比べますと7億円余り、率にして2.7%の増となっております、一般会計とともに4年連続で過去最大規模となっております。

次に、2ページをお願いいたします。

2の一般会計歳入歳出予算の内訳になります。

(1)の歳入の一番上ですね。款の1、町税につきましては、右側の3ページの内訳に記載がしてありますとおり、円安や原材料高に起因します物価上昇などによる企業の収益減によりまして、法人の町民税は減収となりますけれども、多くの企業で賃上げの傾向にありますことから、個人町民税につきましては増収を見込んでいるというところになっております。

また、固定資産税につきましても、工業系地域の地価上昇ですとか、大型物流倉庫などの新築に伴う増収など、町税全体では、3ページの一番下の行になりますけれども、79億3,100万円余りとなっております、前年度と比べますと2億2,200万円余り、率にいたしますと2.9%の増となっております。こちらが町税の内訳になっています。

2ページにお戻りいただきまして、11の地方交付税でございますけれども、こちらは町税のほか、7の地方消費税交付金の増収が見込まれますものの、それを上回る基準財政需要額の増加が見込まれまして、4年連続で交付団体になることが予想されますことから、普通交付税として2,000万円の増収を見込んだものとなっております。

その下の18の寄附金につきましては、現実的な寄附として、愛川町土地開発公社から、2億6,000万円余りを受け入れる予定としておりまして、寄附金全体といたしましては、2億4,100万円余りの増額となっております。

次に、4ページをお願いいたします。

(2)の歳出(目的別)でありますけれども、最も金額が大きなものの子育て、高齢者福祉、障害者福祉等の事業で構成されます3の民生費でございまして、当初予算額は56億1,300万円余りで、構成比は38.7%、前年度に比べますと2億5,200万円余り、4.7%の増となっております。

また、9の教育費ですけれども、当初予算額につきましては、17億125万9,000円となりまして、対前年度比で1億6,900万円余り、率にいたしますと11.0%の増となっております、町予算の中では、民生費、土木費に続きまして3番目の予算規模となっております。

これは、学校給食費の公会計化事業のほか、児童館、地域公民館へのエアコンの設置補助事業、第1号公園体育館のトレーニングマシンの更新など、新規事業の実施に伴う予算増が主な要因となっております。

それでは、所管する事業につきまして、教育総務課長から順次ご説明を申し上げます。

○(宮地教育総務課長) それでは、教育総務課から、ご説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。

令和6年度主要施策と当初予算案の概要についてでございます。

教育総務課につきましては、(1)の学校給食費公会計化事業から、(9)子育て世帯への助成についてまでを説明させていただきます。

7ページをご覧いただきたいと思っております。

上から読み上げるような形でご説明させていただきます。

(1)学校給食費公会計化事業でございます。

こちらは新規事業であります。予算額は、938万8,000円となっております。学校において管理、徴収を行っている給食費について、自治体で管理を行う公会計化をすることで、学校給食の安定的な提供、学校給食費会計の透明性の向上及び教職員業務の負担軽減を図るものでございます。こちらのほうは、令和6年9月から実施をする予定でございます。

次に、(2)学校給食における物価高騰対策でございます。

予算額は、1,433万5,000円となっております。黒丸の1つ目が小中学校給食食材費高騰等緊急対策補助金の交付でございます。こちらのほうは、食材料費等が高騰する中においても、

給食費の値上げをすることなく、栄養バランスの取れたおいしい給食を提供できるよう、食材費の高騰分6%相当を補助し、円滑な学校給食運営を図るものでございます。

黒丸の2つ目、小学校給食費特例補助金の給付でございます。こちらにつきましては、令和4年4月からの学校給食費改定に伴い、保護者負担の軽減を図るため、令和4年度から増額分の補助を行っておりますが、物価高騰等の厳しい社会情勢が続いていることから、引き続き補助を継続するものでございます。こちらのほうは、町立小学校に通う全児童ということで、月額200円、小学校1年生の4月分は100円でございます。

黒丸の3つ目ですが、中学校給食費特例補助金の給付、こちらは新規事業ということでございます。中学校給食費につきましても、小学校給食費と同様に補助を行うものでございまして、町立中学校に通う全生徒に対しまして、月額200円を補助するものでございます。

(3) 部活動指導員配置促進事業、こちらにも新規事業でございます。予算額は、403万6,000円となっております。部活動顧問としての役割を担い、かつスポーツや文化活動等に係る専門的な知識、技能のある指導員を配置し、生徒の技術向上と教員の負担軽減を図るものでございます。

なお、各中学校に2名ずつ、合計6名の部活動指導員の予算を計上しているところでございます。

(4) G I G Aスクール及び学校 I C T化の推進ということで、予算額は、4,239万9,000円となっております。国で推進するG I G Aスクール構想に基づき、令和3年3月に全小中学校に配置した1人1台の情報端末を有効活用するため、授業や学習で使用する支援ソフトを活用し、より一層 I C T技術の特性を生かした教育環境の整備を推進するものでございます。

主な内容は記載のとおりですが、引き続きG I G Aスクールの端末ソフトを賃借していくということと、黒丸の上から3つ目ですね。こちらが新規事業でございますが、プロバイダ変更による通信環境改善、こちらにつきましては、一斉接続時の速度遅延改善のため、プロバイダの変更を行うものでございます。端末の通信が固まるような状況が解消されるように、プロバイダを変更するというところでございます。

その下、拡張事業でございます。G I G Aスクール用ネットワークの拡充ということで、こちらは体育館や特別教室等、今までつながっていなかった部分をフォローするというような事業でございまして、既存の教育用ネットワークをG I G Aスクール用に変更しまして、ほぼ全ての教室でインターネットに接続できるようにするものでございます。

一番下、保護者への一斉連絡サービスの更新、こちらも新規事業でございますが、今までできなかった画像ファイルの添付や翻訳機能など、様々な機能が利用できるシステムへ更新し、利便性の向上を図るものでございます。こういったもので、保護者へ一斉連絡がより向上できるようにするものでございます。

8ページをご覧いただきたいと思っております。

(5) 親子方式による温かい中学校給食の提供でございます。

予算額は、7,528万7,000円となっております。小学校の給食調理室を活用した親子方式による学校給食を実施することにより、成長期である中学生に栄養バランスの取れた安全で安心な温かい学校給食を提供するものでございます。こちらのほうは、引き続き円滑に進めていくということで、黒丸の1つ目、親子方式による温かい中学校給食、それと2つ目、温かい中学校給食試食会の開催、それと3つ目、地産地消の充実ということで、引き続き月1回の地場産品をより多く使った愛川パクパクデーの実施、こういったものを実施してまいりたいと考えております。

(6) 災害時における学校調理施設の活用でございます。

こちらは新規事業でして、こちら危機管理と連携した事業でございますが、大規模災害発生時などに学校の調理施設を活用し、地域住民への炊き出しができるよう、ライフライン、人員の確保など、体制の整備を図るものでございます。大規模災害があったときには、給食室を活用して温かい炊き出しができるような、そういった体制整備を図っていくというようなことでございます。

(7) 学校施設改修事業であります。

小中学校施設の改修を行い、校舎等の長寿命化を図るとともに、児童・生徒の学習環境の改善を図るものでございまして、黒丸の1つ目、中津小学校特別教室棟の屋上防水工事から、一番下の黒丸6つ目の愛川中学校体育館照明器具LED化改修工事、こちらまでを実施するものでございます。

(8) 高等学校等への就学に対する助成であります。

予算額は、1,366万6,000円となっております。黒丸の1つ目、通学に対する助成ということで、こちらは引き続きバスの通学助成金、それと自転車通学助成金、こちらのほうを実施して保護者の負担軽減に努めてまいりたいと思っております。その下、入学準備に対する高等学校等助成ということででございますが、入学準備金といたしまして、一人当たり2万円、入学時1回限りでございますが、こちら準要保護生徒就学援助制度の該当となる世帯を対象

に助成をしてみたいと考えております。

一番下でございます。

(9) 子育て世帯への助成であります。

入学準備助成金支給事業でございます。小学校等への入学を控えた児童のいる世帯に対し、入学準備助成金として、引き続き、児童1人につき1万円を支給するものでございます。

教育総務課につきましては、以上でございます。

○(菅沼指導室長) では、続けて指導室からご説明を申し上げます。

10番の日本語指導初期集中支援事業です。

こちらの予算額が94万6,000円となっております。入国したばかりで日本語がほぼできない、全く分からないというような状況のお子さんに対して、日本語指導協力者を集中的に派遣しまして、学校生活に慣れるための支援を行うというものです。

言語としては、現在対応しているスペイン語、ポルトガル語、タガログ語、カンボジアのクメール語、中国語等を予定しております。派遣回数ですが、当該の児童・生徒1人につき2週間程度、10日分、1日が2時間ですので、20時間分派遣できるといった事業となっております。

以上です。

○(瀧教育開発センター所長) 続きまして、教育開発センターです。

11番、新規事業です。メタバースを活用した居場所づくりの研究になります。

学校に行きづらい児童・生徒に安心して過ごせる居場所を提供するため、インターネット上の仮想空間メタバースの活用について大学と連携しながら研究していくものです。こちらについては、令和4年11月より大学のご協力の下、相談指導教室絆において、ICTを活用して実際にメタバース等の体験はしているところです。そのほか、学生相談会などもオンラインで実施しているところではありますけれども、今後については、メタバースの活用について、相談指導教室を中心に研究を進めていくものであります。

以上です。

○(上村生涯学習課長) 続きまして、生涯学習課でございます。

(12) 児童館・地域公民館エアコン設置補助事業、予算額は800万円であります。

児童館等のプレイルームへのエアコン設置につきましては、これまで補助の対象外としておりましたが、ここでエアコン設置に係る費用を補助することで、より使いやすい環境を整備し、地域住民のコミュニティー活動の活性化を図るものでございます。

続きまして、(13) 地域学校協働活動推進事業、予算額は217万2,000円であります。

地域と小中学校、愛川高校が連携、協働し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、教育の質の向上と地域活性化を図るため、引き続き統括的な地域学校協働活動推進員と各小中学校に地域学校協働活動推進員1名配置いたしまして、地域を創生する地域学校協働活動を推進してまいります。

生涯学習課は以上でございます。

○(齋藤スポーツ・文化振興課長) では、スポーツ・文化振興課になります。

まず、14の第1号公園体育館トレーニングマシンの更新です。新規事業になります。

こちら、第1号公園体育館のトレーニングルームに設置しておりますトレーニングマシンにつきまして、全面的に最新のマシンに更新するものでございまして、予算額につきましては、新規導入するトレーニングマシンのリース料ですとか、既存マシンの保守点検等、経費を含めまして、全体で740万円でございます。

次に、15、スポーツイベント・各種スポーツ教室等の開催といたしまして、来年、新町発足70周年記念事業といたしまして、70回目の節目を迎えます町一周駅伝大会の開催、それから、隔年で実施しております、あいかわスポーツ・レクリエーション・フェスティバルのほか、スポーツ教室といたしまして、引き続き水泳、剣道、サーフィンに加えまして、新たに田代運動公園スケートパークにおきましてスケートボード教室を開催していきます。予算額は、全体で547万1,000円ということになります。

次に、(16) 運動公園施設・体育施設の修繕等といたしまして、第1号公園体育館の体育室の暗幕ワイヤーの交換工事、田代運動公園の野球場内に設置しております防護フェンス、クッションフェンスです、これの交換工事、それから、ウォータースライダーの滑走面の修繕工事、全体で4,075万8,000円でございます。

最後に(17) 懐かしの学び舎木造校舍改修といたしまして、こちら、旧半原小学校の木造校舍の北側の外壁塗装工事を予定しております。

以上でございます。

○(佐藤教育長) それでは、説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

梅澤委員。

○(梅澤委員) まずは、教育費の割合の増、とてもうれしく思っています。一時は、10%にも満たないような時期があったと記憶していて、これではまずいということで、総合教育会

議等でかなり町長にも要望し続けた記憶がございます。少しずつ実りつつあり、11%を超えて昨年度も少しだけ喜んで、まだ課題がありますねというお話ししたんですが、それがさらに増額されてよかったかなというところであります。

他方で、やっぱり11.7は、それこそ横並びで見ると、近隣の自治体と比べるとまだまだ教育に係る予算は高くはない。内訳を見ても、やはり、ここに集中的に修繕を入れますみたいな、あるいはエアコンを入れますみたいな、物的なところでかなり予算が割かれたことによる増だということが分かりましたので、やっぱり持続可能性が高いものに対する予算増とかをやっぱり要望し続けたいなという思いであります。

よかったことなどもお伝えしたいなと思います。

例えば、GIGAスクールに関するところで、保護者の一斉サービス機能の更新、この内容の更新が翻訳機能、画像添付であるとか、そういうプラスアルファの付加価値がついているものでアップデートがなされていることがすごくいいなと思いながら聞いていました。

あと、大規模災害というお話もあったんですが、このあたりは多分消防関係とも併せて予算を取りにいったほうがいいかなと思うんです。学校施設、とりわけ体育館は二次避難場所になっているはずなんですね。でも、大雨のときに学校訪問した際に、体育館が大雨でちょっと雨漏りしているんですというお話を耳にします。それは、やっぱり町民が本当に避難をする場面になったときに何をやっているんだということになりかねないので、これは二次避難場所としての安全確保の価値と、そういう良い場所での子どもたちの安全・安心な学びの保障という形で両方のいい面があると思うので、ぜひ縦割り行政とならないように、いろんなところとタイアップして、予算を取りにいくといいんじゃないかなというふうに思っています。

日本語の初期指導もすごくいいなと思っています。やっぱり最初大事なので、ここでやっぱりやるのが非常に重要かなと思っています。我々が逆に向こうに留学した際には、センター機能みたいな、いわゆる英語トレーニングの場が設けられていたんです。これは質問なんですが、丁寧にその子に合わせて対応していただく指導をするということでしたかね。

○（佐藤教育長） 指導室長。

○（菅沼指導室長） 個別対応が肝となっております。そういう拠点校方式が難しい状況にあり、この方々は日本語指導協力者で教員ではないので、指導をするというよりは、授業についていていただいて、子どもが分からない言葉を伝えていただきながら、活動と一緒にできるようなサポートをすることを主に考えております。

○（梅澤委員） なるほど。分かりました。個別にということ、そのほうが多分丁寧です。すごくいいかなと思います。あとは、学習言語と生活言語って、やっぱり脳の構造ちょっと変わるらしいので、そのあたりは、まずは生活に慣れされることと友達同士うまくつなぐようなこと、この協力者に働きかけをしていただけるといいなと思っています。

次の質問です。メタバースに関するところ、これ予算書いていないんですが、大丈夫ですか。

○（佐藤教育長） 開発センター所長。

○（瀧教育開発センター所長） 予算はゼロでして、一昨年度、令和4年11月から、大学の連携でということ、絆のほうでサポートしていただいています。メタバースについては、2回ほど体験をさせていただいたところなんです。実際に不登校の数が多いという中で、実際にどう進めていけばいいのかという、ハード面・ソフト面においても、なかなか難しいところがあるんですね。全国的にも少し増えてきているという話題の中で、やはり進めていくという価値のあるものなのかなというところで、大学の先生とも、またお話しさせていただいて、ぜひとも研究のほうを一緒に続けてくださるという話ですので、まずは、相談指導教室絆の中でどういった対応ができるのかなどを含めての研究ということで、ご協力いただくという形になります。

○（梅澤委員） なるほど。ここはちょっと覚えがないんですが、どこの大学の何先生。

○（瀧教育開発センター所長） 横浜国立大学の河内先生。

○（梅澤委員） 河内さんか、分かりました。失礼しました。

私の知り合いで、もう1人別の教授がいるんですが、私の後任で附属の担当になるので、すごく忙しくなるのに無理かなとちょっと個人的に思ったところだったので質問したままで、河内さんなら大丈夫かなと思います。

彼が、要するに研究費を取ってきて、彼のメリットがあって、こちらにもメリットがあるならばウィン・ウィンでいいかなと思うんです。でも、原則やっぱり実践協力を依頼するならば、ある程度の謝礼があってもいいのかなと思うので、数十万でも予算取りしたほうが。しかも、こういう新規的な事業って多分お金を取ってきてやすいので。取り急ぎ、次年度については、河内さんによろしく言うておきますので、それはそれとして、予算取りした上でやっぱり続けたほうがいいのかという思いはあります。

また、その他についても非常にいいところでお金をつけていただいているという印象がありますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○（佐藤教育長） 篠崎委員さん、いかがですか。お願いします。

○（篠崎委員） 14番、第1号公園の体育館トレーニングマシンの更新のところなんですけれども、以前コロナの最中に、ちょっと体力づくりと思って使ったことがあるんですけども、全然使い方が分からなかったんですよ。トレーナーの方って、何回か来たりしているのかなという、何かそんな話も聞いたので、そのあたりのお話と、あと、ちょっとせっかく更新なので、使い方とかが分かるような説明書きなどもちょっと丁寧につけていただければ、せっかくの新しい機械が生きるんじゃないかなというふうな感覚を持ちましたので、そのあたりちょっとお聞かせいただければと思います。

○（佐藤教育長） スポーツ・文化振興課長。

○（齋藤スポーツ・文化振興課長） 通常は週1回、トレーニングマシンの指導者が水曜日に常駐しております。トレーニングマシンの使用方法なんですけれども、今はちょっと器具が古いタイプなものですから、使用方法などは書いてあるんですけども、ちょっと分かりにくい。

○（篠崎委員） 見にくかったですよ。

○（齋藤スポーツ・文化振興課長） 新しく導入する最新のマシンは、同じように使い方がその器具のところについておりますので、それを見て理解してもらおうということと、今のものより使いやすくなると思われま。それと、10月から新規導入する予定はしているんですけども、それに併せて導入する業者のほうと、これから新年度に入って、これは契約した業者さんと調整していくんですが、最初の一定期間はついていただいて、利用者の方にレクチャーするような、そういった方法も取れるんじゃないかなというふうに考えています。

○（篠崎委員） ありがとうございます。

○（佐藤教育長） よろしいですか。

他にいかがでしょうか。

（「特になし」との声あり）

○（佐藤教育長） それでは、他に質疑がありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

議案第25号 令和6年度教育予算（案）について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○（佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第9

- （佐藤教育長） 続きまして、日程第9、議案第26号 教育財産の取得についてを議題といたします。

本議案につきましては、教育財産について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定に基づく財産の取得の申出を行う必要がありますことから、本議案を提出するものであります。

詳細につきましては、議案に基づき担当より説明申し上げます。

教育総務課長。

- （宮地教育総務課長） それでは、日程第9、教育財産の取得についてであります。

愛川町教育委員会会議提出議案第26号をご覧ください。

教育財産の取得について説明をいたします。

1枚おめくりいただきまして、こちらの教育財産の取得についてをご覧くださいと思います。

教育財産の取得については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定により、地方公共団体の長は、教育委員会からの財産の取得の申し出を待って行う必要がありますことから、ご審議願いたく本議案を提出するものでございます。

初めに動産の表示でございますが、品名は教師用指導書、納入者は株式会社ナカムラとなっております。数量につきましては、1,077冊であります。取得予定価格は、1,349万2,710円となっております、納入場所は町立小学校6校及び愛川中学校でございます。

説明は以上でございます。

- （佐藤教育長） これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑ありましたら、お願いいたします。

- （梅澤委員） これは、なぜ愛川中学校だけなんですか。

- （佐藤教育長） 教育総務課長。

- （宮地教育総務課長） こちらのほうは不足分について学校に確認をしまして、希望が上がってきた中学校が愛川中学校だけだったためです。それ以外は、小学校の指導書になります。

- （梅澤委員） 分かりました。

- （佐藤教育長） 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「特になし」との声あり)

- (佐藤教育長) それでは、他に質疑がありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。  
議案第26号 教育財産の取得について、本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

- (佐藤教育長) ご異議ないものと認めます。  
よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第10及び日程第11

- (佐藤教育長) 続いて、日程第10、議案第27号 愛川町立小中学校校長及び教頭の任命内申について及び日程第11、議案第28号 令和5年度愛川町教育委員会表彰(随時)被表彰者の決定についての審議を行いますが、本件については、人事案件、個人情報を取り扱う案件となるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項第7号の規定により、非公開による審議とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

- (佐藤教育長) ご異議ないようでありますので、議案第27号及び議案第28号につきましては、非公開で審議を行いたいと思います。  
それでは、ここで暫時休憩いたします。

---

◎日程第10【非公開案件】

---

◎日程第11【非公開案件】

---

◎閉会

- (佐藤教育長) では、引き続き会議を再開いたします。  
以上で、本日の案件につきましては、全て終了いたしましたけれども、各委員から何かご感想、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「特になし」との声あり)

- (佐藤教育長) それでは、特にございませんので、事務局から何かありますか。

(「特にございません」との声あり)

- (佐藤教育長) それでは、以上で2月の定例会の議事日程全て終了いたしましたので、閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

- (佐藤教育長) ご異議ないものと認めます。

よって、2月の定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

なお、次回の定例会については、3月26日9時から、この201会議室で予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

愛川町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名をいたします。

令和6年3月26日

教育委員会教育長

佐藤 照明

教育委員会

教育長職務代理者

大貫 洋

教育委員

梅澤 秋久

教育委員

篠崎 美和

教育委員

藤 郷 浩之

調整職員

池村 茉莉子